

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用等指導指針

平成元年9月28日制定
平成6年6月2日改正
平成6年11月17日改正
平成14年4月1日改正
平成23年9月28日改正
平成25年1月9日改正
平成30年12月1日改正
令和3年1月21日改正
令和5年4月1日改正

1 趣旨

この指針は、ゴルフ場事業者が、「愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱」（平成元年9月16日施行）に基づいて、ゴルフ場において使用する農薬の安全かつ適正な使用管理及び水質の監視等について必要な指導事項を定め、農薬による危被害の未然防止と環境の保全に資することを目的とする。

2 農薬の適正な取り扱い

(1) 農薬の選定・購入

ア 農薬を購入する場合には、ラベルに農薬登録番号「農林水産省登録第〇〇〇号」の記載がある農薬を選定・購入する。

イ 使用農薬の選定・購入に当たっては、愛媛県ゴルフ場病虫害等防除指針に記載のある農薬のうちから、使用方法、防除効果、毒性、残留性、使用場所、周辺の条件、残液処理の難易等を総合的に判断し、最も適当な農薬を選定し購入する。

ウ 具体的な防除計画により、必要以上に農薬を購入しないなど、保管中の農薬事故や目的外使用等の防止に努める。

エ 「毒物」又は「劇物」に指定されている農薬を購入する場合には、譲渡手続き（薬剤の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等）が必要になる。

(2) 農薬の運搬

ア 農薬を運搬するときは、厳重に包装して運ぶこと。運搬中に破損して薬剤が身体に触れることがないように注意すること。

イ 農薬は、飲食物と一緒に箱等に入れて運搬しないこと。

(3) 農薬の散布

ア 農薬散布前

(ア) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読み、安全かつ適正に使用する。

(イ) 農薬の調整時又は散布作業に必要な保護マスク、保護眼鏡、保護クリーム、手袋、帽子、長靴、長袖シャツ、上着、長ズボン、防除着等はあらかじめ準備しておく。

(ウ) 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。（特にホース接続部等）

(エ) 散布作業に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。

(オ) 万一の事故に備え、薬剤の名称や毒物、劇物の区別等を記録しておく（中毒の場合、医師に提示するため。）とともに、応急手当の方法、解毒方法等を熟知しておく。

(カ) 散布者は、飲酒を控え、睡眠を十分とる。体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

(キ) 散布直後に散布した場所に入ることのないよう、必要な作業をあらかじめ済ませておく。

- (ク) 使用された農薬により、水道水源、河川、湖沼等を汚染しないよう、散布地域及び周辺の実情を十分把握しておく。
- (ケ) 風向き、風の強さを考慮し農薬が飛散する恐れのあるときは、散布作業をとりやめる。(住宅、学校、病院等が周辺にある場合は特に注意する。)
- (コ) 降雨が予想される場合は、防除効果の面からも、また河川等への流出防止の面からも散布作業をとりやめる。

イ 散布液調整時

- (ア) 散布面積、病虫害の種類等に適合した散布液の量を調整し、散布時に過不足のないようにする。
- (イ) 散布液の調整は、原液等を扱うので顔や手等露出部に付着しないよう注意し、特に、粉末の水和剤等は、舞い上がりやすいので注意し、粉末を吸いこまないように慎重に取り扱う。
- (ウ) 薬液を計るときは、瓶の周囲に薬液が付かないよう注意し、量り終わったら1回ごとに必ず栓をしておく。もし、容器等の周囲に薬液等が付いたときは、布切れ等でよく拭きとり、その布切れ等は、危険のないよう廃棄物処理業者等へ処分を委託する等の適正な処理を行う。
- (エ) 乳剤を調合する場合には、原液を初めは少量の水に溶かし、徐々に所定量の水と混合し、よくかき混ぜて行う。
水和剤を調整する場合には、容器に入れた必要量の水に水和剤を少しずつ入れよくかき混ぜる。このとき、水滴が跳ね返らないように注意する。
- (オ) 薬液が道路等にこぼれたときは、用水や河川へ流れ込むなどの周辺環境への被害がないように適切な処理を行う。

ウ 農薬散布時

- (ア) 散布作業に当たっては、指導者(農薬管理責任者及びゴルフ場農薬適正使用士)の指示に確実に従うなど、常に安全な作業に心がける。
- (イ) 樹木のような高い所へ薬剤を散布する場合には、頭から肩まで覆うことのできる頭巾、帽子、メガネ、マスク、手袋、ゴム靴及び農薬散布用に作られた防除着等を必ず着用して行う。
- (ウ) 散布に当たっては、風向きを考え、常に身体を風上に置くように作業し、散布薬剤を直接浴びないように注意する。
- (エ) 夏期等の作業は、日中の暑い日を避け、風の強くない朝夕の比較的涼しい時間を選んで行う。
- (オ) 休息時や散布後に、飲用する場合には、必ず手や顔をよく洗うとともに、うがいをする。
- (カ) 作業中に頭痛、めまい、吐き気がするなど気分が悪くなった場合には、直ちに作業をとりやめ医師の診断を受ける。
- (キ) 薬剤が皮膚に付着した場合は、直ちに石けん水で皮膚を洗うこと。また、散布薬液を多量に浴びたときは、直ちに交代し、衣服を替えるようにする。
- (ク) 防除作業員の人員や散布時間には十分な余裕を取り、無理に強行することのないようにし、同じ者が長時間(2時間以上)散布作業に従事することのないように配慮する。

エ 農薬散布後

- (ア) 顔、手足はもちろん全身を石けんでよく洗うとともに、衣服は下着まで全部取りかえ、作業衣は、その都度洗濯する。
 - a 飲酒を控える。
 - b 夜更かしや過激な運動はしない。
 - c 身体に異常を感じた場合には早めに医師の診断を受けること。その際は、薬剤名や作業の状況を告げる。

- (イ) 使用した容器や器具はよく洗うとともに、洗浄液や残った散布残液は、河川等へ流れないようにする。
 - (ロ) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処分を委託する等の適切な処理を行う。
 - (エ) 散布後、少なくとも散布当日は散布場所に人の立入りを防ぐよう表示し、巡回監視等により事故防止に努める。
- (4) 全ての農薬は、安全な場所に施錠して保管する等、農薬の管理には十分注意する。農薬を保管するときは、次のことに注意する。
- ア 薬剤は、密閉して保管庫等に保管する。
 - イ 保管場所には施錠をし、盗難や紛失の防止、その他誤用のないようにする。
 - ウ 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下にしみ込んだり、又は流れ出るおそれがない場所とする。
 - エ 「毒物」又は「劇物」に該当する農薬の保管場所には、毒物については「医薬用外劇物」また、劇物について「医薬用外劇物」の文字を表示し、その他の物を保管する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とする。
 - (ア) 保管庫を固定又は補強しておく。
 - (イ) 瓶等転倒時に破損しやすいものは、保管庫内の下段におき、確実にふたや栓をして箱に入れるなど転倒防止策を講じておく。
 - オ 万一、盗難、紛失、誤用等事故が発生したときは、市町及び警察署、保健所、環境・ゼロカーボン推進課等関係機関に連絡する。

3 ゴルフ場の周辺環境等に対する被害防止

(1) 住民等に対する被害防止

農薬の飛散が、周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、農薬を散布する場合は農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前通知の実施等により周辺住民に対して連絡をするなど、ゴルフ場周辺に影響がないよう配慮する。特に、学校、病院、保育園等公共施設又は水道水源等に近接した場所では、慎重に実施する。

(2) 水域の生活環境動植物に対する被害防止（水質汚濁の防止）

農薬の使用に伴う生活環境動植物の被害の発生又は公共水域の水質の汚濁を未然に防止するために、次の事項を遵守する。

ア 生活環境動植物への影響において、「水域の生活環境動植物に影響を及ぼす」、「水域の生活環境動植物に強い影響を及ぼすおそれ」等の表記がある農薬及び水質汚濁性農薬は、水域の生活環境動植物に対する影響が大きいため使用しない。

ただし、緊急時の病虫害等発生状況によりやむを得ず、愛媛県ゴルフ場病虫害等防除指針採用外農薬を使用する場合は、「愛媛県ゴルフ場病虫害等防除指針採用外農薬使用協議要領」（平成23年9月28日付け県民環境部長通知）に基づき、事前に県と協議する。

イ 製剤ごとの生活環境動植物への影響に係る使用上の注意事項に基づき、水道水源、河川、湖沼及び養殖池の周辺において使用する場合には、これらの水域に直接飛散し又は流入しないように十分注意する。

(3) 排水水等の農薬の濃度測定（水質の検査）

排水水等の農薬の濃度測定に当たっては、次の事項に留意する。

ア 排水水等とは、農薬散布の影響を最も影響を受ける排水水又は降雨時に排水水となる調整池等の水とする。

イ 主要な農薬とは、単に使用量が多いというだけでなく、周辺環境に対し、量及び毒性の面を考慮して総合的に影響の大きい農薬をいう。

ウ 濃度測定のための採水は、農薬散布後概ね 10 日以内で、地形、農薬の散布方法等を勘案して排水等に最も影響の出現すると考えられる降雨後とする。ただし、放流している魚類に異常が認められた時には、必要に応じて測定を行う。

エ 農薬の分析は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物被害の防止に係る指導指針について」（令和 2 年 3 月 27 日環水大土発第 2003271 号環境省水・大気環境局長通知）のとおり、必要な検出感度が得られる方法により行うこと。

オ 農薬の分析の実施に当たっては、試料採取方法、測定日等について検査機関である計量法による計量証明事業所と事前に十分協議すること。

(4) 利用者等に対する被害防止

ア 農薬散布は、原則として休業日又は営業の終了後等を実施する。

イ 散布作業中及び散布当日は、散布場所に立入ることのないよう周知すること。

(5) 家畜、蜜蜂及び蚕に対する被害防止

ア ゴルフ場周辺に畜舎、牧草、桑園又は養蚕施設がある場合は、風向き等を考えて農薬がこれらの施設等に飛散しないようにする。

イ 農薬散布により蜜蜂群及び蚕に被害を及ぼすおそれがあるときは、当該地区養蜂及び養蜂組合に使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法等を少なくとも散布 2 週間前に情報提供を行い、連絡するとともに、被害が生じないよう措置を講ずる。

ウ 合成ピレスロイド剤は蚕毒性が強く、またその影響が蚕に対して 2 か月以上の長期にわたるものもあることから、桑園又は養蚕施設に飛散し、蚕に影響を与え、被害の発生する可能性のある地域では使用しない。

4 農薬の空中散布

マツクイムシ防除等で実施されている有人又は無人航空機による農薬の空中散布は、地形、気象条件等に影響されるため、実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官通知）」、「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）」に定める事項を遵守し危被害の防止対策を講じる。

5 効率的防除の推進

病害虫等防除にあたっては、芝の健全育成を図ることを基本とし、ゴルフ場農薬適正使用士の指示に従い、対象病害虫や雑草の早期発見と適期防除に努めるとともに、農薬安全対策に関する研修会等に農薬管理責任者やゴルフ場農薬適正使用士等を参加させるなど、防除技術及び農薬安全使用危害防止に関する資質の向上に努める。

6 関係機関等との連携

周辺住民及び関係市町等との密接な連携のもと、農薬安全使用・危被害等の未然防止対策、万一の危被害の発生等に際する措置等について、理解と協力関係を確保するように努める。

7 その他

この指針に示すもののほか、農薬の適正使用及び安全対策について必要な事項は、環境・ゼロカーボン推進課、保健所等関係機関の指導のもとに行う。